

所得税確定申告等のお知らせ

令和２年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和３年４月１５日（木）まで延長されました。延長に伴う対応は以下のとおりです。

★確定申告会場について

《期 間》 令和３年３月１６日（火）～令和３年４月１５日（木）（土曜・日曜・祝日を除く）

《会 場》 **下田税務署**

《時 間》 午前９時～午後５時

※下田税務署の会場は、感染症対策のため相談スペースに制約があります。

会場への入場には「**入場整理券**」が必要となります。「**入場整理券**」は会場で当日配付しますが、LINEアプリを利用して事前にオンラインで入手することも可能です。

入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

★出張相談について

《開設日》 **令和３年３月３１日（水）**

《会 場》 松崎町生涯学習センター ４階 ふれあいホール

《時 間》 午前： ９時３０分～１２時（受付時間： ９時～１１時３０分）

午後： １３時～１５時３０分（受付時間： １２時３０分～１５時）

※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。

《その他》 税務署の職員が来庁し、電子申告（e-Tax）による申告相談を行いますので、積極的にご利用ください。

【新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ・ 以下の症状がある方は来場をご遠慮ください。
①風邪症状(咳・のどの痛みなど)がある方 ②強いだるさや息苦しさがある方 ③体調のすぐれない方
- ・ 検温を実施し、37.5℃以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ・ 会場内ではマスクの着用・手指消毒をお願いします。
- ・ 会場の混雑緩和のため、少人数での来場をお願いします。
- ・ 感染防止のため、筆記用具をご持参ください。
- ・ 収支内訳書、青色申告決算書及び医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします。



問合せ先：窓口税務課 電話：０５５８－４２－３９６８

下田税務署 電話：０５５８－２２－０１８５

※自動音声により案内していますので、確定申告（所得税・消費税・贈与税）に関するお問い合わせは、「０」を選択してください。